

平成29年度 小野市特定事業主行動計画実施状況報告

(職員ファミリーサポートにこにこプラン)

1 目的

平成27年3月に策定した第二次小野市特定事業主行動計画（前期計画）「職員ファミリーサポートにこにこプラン」に基づき、計画に定めた取組が着実に実施できたかどうかを検証するため、平成29年度の実施状況を報告します。

2 実施状況

- 次世代育成支援に関する制度及び問題に対する認識、理解の向上
- 妊娠がわかった場合の申し出
- 妊娠中、出産後の配慮

- ・ 出産育児関係の特別休暇など仕事と子育ての両立支援のための各種制度について、庁内WEBに掲載し、全職員に周知しています。
新たに子どもが生まれる職員等、対象となる職員には個別にお知らせしています。

➤ 出生時における父親の休暇取得の促進

<産前8週・産後8週の期間中に男性職員の平均休暇取得日数状況>

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 目標値
子どもが生まれた男性職員数	13人	10人	9人	7人		
配偶者の出産休暇（2日以内） 取得者数	8人	8人	6人	6人		
平均取得日数	1.8日	1.8日	1.8日	1.8日		
育児参加休暇（5日以内） 取得者数	4人	2人	3人	3人		
平均取得日数	4.0日	2.0日	2.3日	4.3日		
年次有給休暇取得者数	9人	8人	8人	5人		
平均取得日数	3.8日	2.6日	3.9日	4.2日		
出産時における休暇取得日数	4.9日	3.9日	5.4日	6.4日		5日以上

- ・ 父親となる職員は、特別休暇として「配偶者の出産休暇（2日以内）」及び「育児参加のための休暇（5日以内）」の取得ができます。これらの休暇は、「育児・介護に関する休暇等制度」として一覧表にまとめ、庁内WEB等で全職員に周知し、

職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、対象となる職員には個別にお知らせし、積極的に育児に参加できるように取得促進を図っています。平成29年度は、出生時における男性職員の平均休暇取得日数が6.4日と目標値の平均休暇取得日数5日以上を達成することができました。今後も引き続き、5日間以上の休暇取得を働きかけていきます。

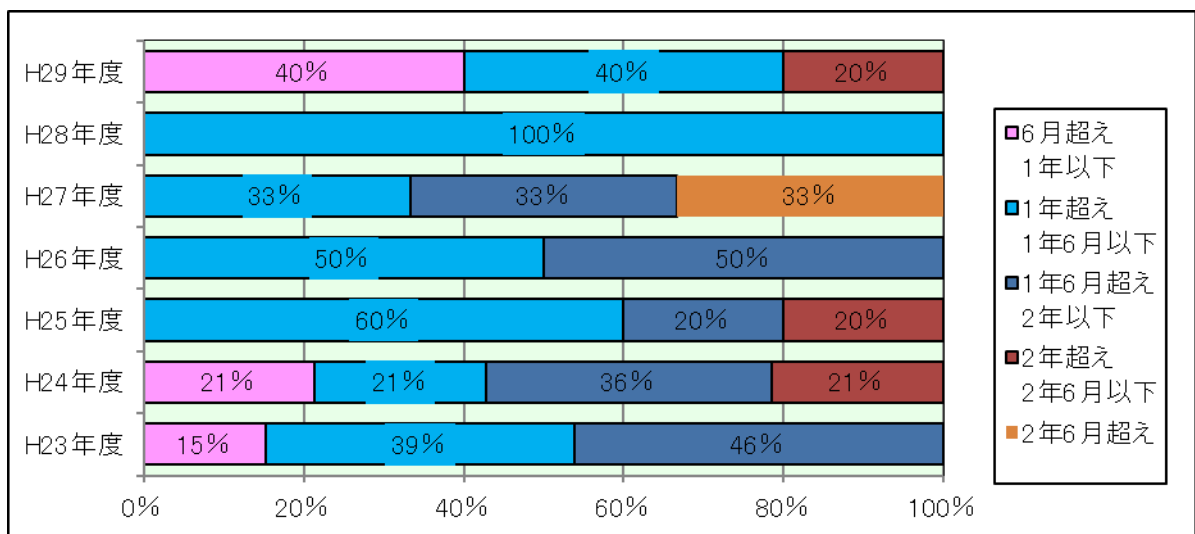
- 育児休業等を取得しやすい環境づくり
- 男性の育児休業等の取得促進
- 育児休業からの円滑な復帰支援

＜育児休業取得状況＞

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 目標値
女性職員	育児休業取得者数	2人	3人	2人	5人		
	育児休業取得率	100%	100%	100%	100%		90%以上
	平均取得月数	15ヶ月	22.4ヶ月	13ヶ月	15ヶ月		
男性職員	育児休業取得者数	1人	0人	1人	1人		
	育児休業取得率	8%	0%	11.1%	14.3%		10%以上
	平均取得月数	5ヶ月	—	1ヶ月	3ヶ月		

・女性職員は、対象職員全員が育児休業を取得しており、育児休業取得率100%を維持しています。一方、男性職員は、1名が育児休業を取得し、取得率が14.3%と目標値の10%以上を達成することはできましたが、女性職員に比べまだまだ取得率が低い状況です。今後も男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりに努めていきます。

＜育児休業取得月数の状況＞ ※女性職員のみ



➤ 超過勤務の縮減

＜超過勤務時間の推移（就学前の子供を持つ職員）＞

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 目標値
超過勤務時間 (就学前の子供を持つ職員)	17,317 時間	16,040 時間	13,094 時間	14,208 時間		
1人あたり平均 (就学前の子供を持つ職員)	204 時間	198 時間	179 時間	192 時間		150 時間以内

- 平成29年度は、1人あたりの年間超過勤務時間192時間と前年度より増加し、目標値150時間以内を達成することができませんでした。全庁的には、ノー残業デー（水）の徹底など時間外勤務縮減に取り組むよう、定期的に通知等により意識啓発を図っています。また、職員間の業務量配分についても不均衡が生じないよう各職場において随時見直していく必要があります。今後もワーク・ライフ・バランス推進のため、各職場の時間外勤務の状況を適切に把握し、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを継続していきます。

➤ 休暇取得の促進

＜年休等取得状況（就学前の子どもを持つ職員）＞

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 目標値
年休平均取得日数 (就学前の子どもを持つ職員)	7.6 日	8.2 日	8.9 日	9.1 日		10 日以上
子の看護休暇取得状況 (実人数)	12 人	11 人	8 人	6 人		

- 平成29年度は、9.1日となり、目標値10日以上を達成することができませんでしたが、年休取得の日数は徐々に増えています。今後も、7～9月に夏季休暇に加え3日以上年休取得を推奨するなど、それぞれの所属において各職員が安心して年休を取得できる環境づくりに取り組んでいきます。
- 小学校就学前の子どもが病気等の場合に、その看護を行うため特別休暇を取得することができます。平成22年度に、対象となる子が2人以上いる場合には10日まで取得できるよう拡充を行いました。また、看護のみならず、予防接種や健康診断に付き添う場合にも取得できるよう見直しを行いました。女性職員だけでなく男性職員も取得しており、かなり周知されてきていると考えられますが、必要時に全員が取得できるよう、今後も引き続き休暇取得を促進していきます。